

旧商法の施行と三井諸企業の改組

安岡重明

- 一、はしがき
- 二、民法・商法の公布と商法施行に対応した三井組の動向
 - (一) 三井組組織草案
 - (二) 合資会社三井組定款
 - (三) 民事会社三井組定款
 - (四) 民事会社三井組規約
 - (五) 合資会社三井組規約
 - (六) 合資会社三都井組案
 - (七) 三井合名会社契約
- 三、合名会社制度の採用とその意味
- 四、まとめ

一、はしがき

明治憲法が、施行され、つづいて民法・商法の公布、施行が日程にのぼりはじめたところから、三井家においては家

制度の確立を家憲制定という形で確定し、同族の共有財産は民法上の団体としての民事会社を創立してそれに運用させる方向を考えていた。三井家の諸事業（諸企業）については、この民事会社から資金の提供ないしは出資を受ける有限责任制の会社に切りかえようとする方向が検討された。

家制度改革は、明治に入ってからでも、同三年以降、店制の改革と並行して行なわれてきた。そのなかでも明治十九年の三井家定則（三井家申合家則）、同苗申合細則、同苗一致決心誓約書、三井組成規などは、家制度全般にわたる改訂を目ざしたものであった¹。この定則以下の諸規則が実際に行なわれたものかどうかは、現在の私には分らないが、加筆の様子からみると、実施されたものと判断した方がよいと思う。家制度改革の主眼は、共有財産の主要部分を基本財産とし、それを絶対に喪失しない維持方法を考え、共有財産の他の部分はその収益でもって同苗の生計費を捻出する財源の形で管理する、同苗の共有財産は分割しない、という諸点にあった。

三井の諸企業を有限责任会社とする目的は、いうまでもなく、一企業の破綻が他の諸企業や三井同族の財産に及ぶことをさけることにあった。有限责任制の確立していない段階で分離ないし創立された三越や三井物産会社の所有形態にこみいった工夫があったことについては、すでに明らかにしたとおりである²。しかし、明治二十六年七月施行の商法（旧商法）の段階の三井家においては、各企業に有限责任制の株式会社制度をとらせることを考えておらず、有限责任制の合資会社の制度をとることを考えている。後述するように中川上彦次郎は株式会社は制約が多く不便だといっている。そこで、当時有限责任制をとることのできた合資会社案をほぼ採用するはこびに至ったが、これも満足直前に合名会社に切りかえられた。このことも後述のとおりである。この間の事情がわかるのは、三井銀行についてだけではあるけれど、本稿で検討するように諸会社案は、銀行・物産・鉱山・呉服の四企業について、いずれも同一の会社形態をとることを示しているから、他の三つの企業も三井銀行と同じく合資会社制度を採用することが予定され

ていて、あとで三井銀行と同じ理由で合名会社制度をとつたものと考えられる。本稿では、現在までに筆者が見ることができた諸会社案に検討を加え、民法・商法の施行に伴って、三井家およびその諸事業がいかに変化しようとしていたかをあきらかにしたい。ここに示した諸会社案が、当時立案された企画のすべてであるかどうかもわからない現状では、三井家改革の方向についての目途をつける程度にしか立ち入ることができない。

注1 安岡重明「明治十年代の三井組」『同志社商学』第一九卷第二号、一九六七年九月。

2 安岡重明「日本における財閥の原型—鴻池・三井を素材とした試論」(同志社大学人文科学研究所編『社会科学』第三・四合併号、一九六六年)。

二、民法・商法の公布と実施に対応した三井組の動向

民商法の公布に伴い、三井同苗の結合形態および共有財産の所有・運用の再検討が必要となった。三井組では、これに対処していかなる会社形態を採用すべきかについて多くの考慮がなされ、それらが草案の形で残されている。これら諸案は、どの程度実施に移されようとしたのか不明であるが、諸企業(銀行・物産・鉱山・呉服)が合名会社形態をとるまでに検討された諸案を分析することは民法・商法が三井財閥の形成にとっていかなる意味をもったか、をあきらかにし、ひいては財閥組織上の問題の所在を明確にするであろう。現在までに入手しえた諸会社案を列挙すれば下記のとおりである。

1、三井組織草案 明治二十二、三年頃 別一九四六一〇、追一三三六 (三井文庫文書番号)

2、合資会社三井組定款 追六八七—六

3の1、合資会社を民事会社とする修正案 追一三三六

- 3の2、民事会社三井組定款 明治二十五年 追六八七―四
 4、民事会社三井組規約 追六八七―五
 5 合資会社三井組契約 追八四〇
 6 合資会社三都井組資本部内規 追八四〇
 7 三井合名会社契約 追一六七八―五

(一) 三井組織草案

民商法の公布・施行という事態に直面して、これに対処するために立案された家制度および企業形態の改革案を筆者の推定する前後に従って検討する。そのうち三井高保が欧米での調査旅行を終えて帰国した直後に作製した「三井組織草案」は、改革案のうちごく初期のものに属すると思われる。この草案には、序文があり、草案の趣旨を記している。つぎのとおりである。

『英国においても富豪が財産を一家一門に分与し、その一門の財産を結合して組織し、代を重ねている家が多数あるが、一九世紀の一般の結合方法は、すべて組合法パトナレンツおよび合資ソシヤリテット、パートナーシップ、コンパニー有限責任会社の形をとっている。古い形態の事業方法は、人智の発達、独立の精神の伸長に伴って、分離破散するにちがいない。英国においては、旧富豪は合資有限責任会社の制度を採用し、「規約ノ厳正ト責任ノ有限ヲ以テ本源ノ崩墮ヲ防キ技川ノ快流ヲ企画」している。わが国においては有限責任、無限責任の制法はないが、近時有限責任を規約の冒頭に大書する会社が創立されている。民法・商法の発令もまさに近いことであるから(民法・商法公布は明治二十三年四月)、組合改良の方法を講ずべき時期である。今回英国に駐留中の益田氏と相談して法律家ネス氏と意見を交換して組織草案を編制した。』

さて、「三井組織草案」の前文は「左ニ記ス証人ノ目前ニ於テ三井某、三井某々々々々等此ニ組合ヲ結フニ付、各自ノ間ニ約定ヲ結フ、左ノ如シ」とあり、四十一カ条が、章節をたてずに列記されている。重要な条々を抜萃しよう。(以下傍点は筆者による)

第一条 三井某、三井某々々々々此ニ組合ヲ結ヒ三井家従前ノ營業ニ嗣キ尚之ヲ永久ニ保続センコトヲ主トシ、動産・不動産・資金ヲ運用スルノ目的ヲ以テ、今ヨリ二十年間更ニ組合ヲ結ヒ營業ヲ為スモノトス、而テ組合ノ称号ヲ三井組ト称ス

第三条 此組合ノ資金ハ金々々々万円トス、此資金ハ従来三井組ニテ營業セシ所ノ財産ニシテ即チ当組合各自ノ資金ナリトス、而テ各自ニ属スル割合ハ左ノ如シ

一金何	万円	三	井	某
一金々	々々	三	井	某

(後略)

右の意味は、三井同苗から出資した資金をもって、三井家従前の營業を行ない、動産・不動産の売買・所有に資金を運用する、これを二十年の組合契約とする、ということである。従来ノ共有財産は、初代・二代の遺訓を守るといふ形で維持され、各家は共有財産に対する持分権のみをもっている形であつた。この草案でも、この点は基本的には變つていない。

事務を執行する委員は、組合中より五名以内が選挙され、そのうちの一人が營業主務者となる。委員および主務者は無給である。重要事項は委員だけでは決定できない。委員の任期は三年、選挙されたら辞退できない(第四、五、七、八条)。委員の権限は左の通り。

第九条 当組ノ事務ヲ總括シ始終世ノ形勢ニ注意シ、外ニ対シテハ倍当組合ノ信用ヲ厚シ、内ニ於テハ当組ノ□利ヲ謀ルコトヲ勤ム

ヘシ

新ニ事業ヲ創起シ亦金額五万円以上ノ資本ヲ動不動産ニ投入^(イ)テハ組合總會ノ許可ヲ得ヘシ
 当組ノ為メニ謀ルヘキコアレハ二名以上ノ同意ニ拠リ何時モ總會ヲ開クヘシ

事目下ニ切迫シ当組ノ為メ打捨置キ難キトキハ前条臨時集會ヲ開ヘキ事柄タリトモ委員ノ衆議ニ依リ執行スルモ妨ケナシ、此場
 合ニハ直チニ總會ヲ開キテ其事柄及切迫ノ事情ヲ申述ヘシ

右等ノ外小事ハ皆委員ノ衆議ニ拠リ執行スルモノトス

委員中一人勘定検査役ヲ撰任ス

委員中二人ノ掛リ員ヲ置キ組合人ノ行状ニ注目シ又ハ家向キ及身分ニ拘ル事柄ニハ相談役トナリ時宜ニ拠テハ都テ役場ニ引受け
 取扱フモノトス

會計についてはつぎのように規定する。各自の資金および増加した資金は資本勘定の座に記帳し、この金額に対し
 總會において定められた利足を支払う(第十条)。資金に繰入れたものは約定年期中は払戻さない(第十一条)。「当組ノ
 収益ハ其内ヨリ営業経費家屋ノ修繕損失及資本金ノ利足等ヲ引去リ残り純益ヲ、資本金額ノ割合ニ、各自持株ヘ、割渡スヘ
 シ」(第十三条)、損失の場合は、「組合人損益負担之割合ニ、応ジ、各自ニ割当テ資本金ヨリ引去ルモノトス」(第十四条)と
 あるが、これはやはり、出資割合に応じて、という意味であろう。しかし純益金も利足も各人に割賦することなく、
 直ちに資金に繰込み次期より利足を受けとる(第十五条)。こうみると純益も利足もまったく同族(組合人)の手に渡
 らないようにみえるが、実は第十六条でつぎのように定められているから、純益および利足のなから家計費のみは
 同族が受けとつたのである。「純益金中各自ノ家計ニ充ル為メ引去リ、其内左ノ割合ヲ各自ノ定額金トシテ本人ヘ渡
 シ、残額臨時要金ニ充、各自ノ積金トシテ預リ置クヘシ、但シ本条ノ歩合ヲ引去リタル残額ハ資本ニ繰入ルヘシ。」
 ただし右の「左ノ割合」の記載はない。純益金が少ないときは、第十六条の積金より弁ずるか、資本中より一時貸出

すが、これには利足をつける(第十八条)。

組合人の行動についても制限がある。組合営業外に自分の金で直接・間接ともに貸付をなしたり、保証に立ってはならない。また公債証書および公認された有限責任の会社・銀行の株以外の所有は許さない(第十九条)。組合人は他の営業に従事することは許されないが、委員の許諾をえれば銀行・公立会社の役員となってもよい(第二十条)。組合人は自分の財産が所分を受けるなどの事がある時は必ず事前に組合に知らせる(第二十三条)。

組合人の持分について。組合外の人へ自己の持株を売ってはならない。ただし同姓の近親は総額または幾分かを譲りうけ全員の承諾により組合に加盟することはできる。約定年限中に退社したものがあっても、その者の資本は組合でなくなり、三井銀行定期預金の利足に準じた利足を払う(第二十六条)。第二十六条の場合、組合と退社人との間に証書を取かわし、資金を預り金に変更すること、組合に生ずる負債に関係ないことを証明する(第二十八条)。すなわちこの場合、出資から貸借への変更が行なわれるのである。退社する組合人は、従前の営業に存する「無形ノ利益」を請求することはできない。退社するか除名された組合人は、この組合に対し営業上の競争はもちろぬ、この組合の損害になることをなしてはいけない(第三十四条)。この約定に違反したものの、負債をなし、返済をなさないもの、徳義に反した行為のあったものは、組合人一同の衆議により退社させる(第三十五条)。

この組合約定に記載していない事柄については、すべて旧三井組の慣行を斟酌し、組合人の総会で決定する(第三十七条)。最終の第四十一条は「この約定をなすにあたり、組合人一同は、従前の対外的関係を整理し組合に不都合を及ぼすことないようによせよ」としている。

組合契約として三井組を改組する案はどういう結末をみたか不明であるが、現在までには、「三井組組織草案」が実施された証拠は見当らない。この組合は、無限責任の私盟会社ともいうべきものであるから、三井高保の目ざして

いた有限責任制は実現されようとはしていない。有限責任・無限責任を規定した条項はないけれど、第十四条、第二十八條などから、無限責任の組合結社であるとみるべきであろう。だとすると、この組合案は何をねらっていたのであろうか。諸条項は、同族の自由な経済活動を制限すること多く、同族団よりの同苗の自立に対処する規定をもっている。しかし、同苗が三井組から退社する場合を考えた規約は明治十九年までの家則ではみられないものである。明治十九年の家則等では、不埒な同苗を一方的に除籍する規定はあり、また持分権が相続人に譲渡されることはあつても、出資の形の持分が契約による貸借関係に切りかえられるときは考えがたい(三井家申合家則第八条、第九条を参照せよ)。第一条・第三条は、この組合の出資金は、世襲の共有財産であることを示している。しかしながら、各家の個有財産からの出資であれば問題は別であるが、従来持分だけきまつていて分割されることはなかった共有財産も、第二十八條の規定では、組合年限が終了すれば分割される危険性を蔵するものである。この点はこの組合約定草案が意図していたことかどうかは不明であるが、幾分かは従来組合人の自由を認めた形になっている。しかし一方で持分の譲渡や組合人の行為についてきびしい制約を設けており、契約関係としてこうした制約を守らせようとしたことはあきらかである。

民法起草者ポアソナードは民事組合案に対してつぎのような意見をよせている。²彼のいう民事組合案とは、三井組組織草案を指しているものではなく、類似の民事組合案に対してなされたものであろう。第二反対論にいわれている抵当の条項がこの三井組組織草案にはないからである。彼は、民事組合は「徹頭徹尾御望ニ協へ候様」に成立するものと確信するが、この案には二つの反対論があるだろう、という。

「第一反対論 該民事組合付其性コソ民事ナル其身商人タル組合員ガ組合自身ヲ利スルカ為メ仮面ヲ被リ仮名ヲ冒シテ商業ヲ為ス

ニ帰着スヘシ云々（果シテ然ラハ是レ民事組合ニ非ス）

第二反対論 該民事組合若シ商業ニ因リテ自身ヲ利セストスレハ其目的タル組合員ノ財産ヲシテ債主ノ抵当物ニ供シ去ル者ニシテ同族ノ信用ヲ損スルニ至ラン（果シテ然ラハ是レ合法組合ニ非ス）

しかしレボアソナードは右の二つの反対は根拠がないと論破することができる、という。

「今第一反対論ニ対シテハ該民事組合ハ商業ニ非サル他ノ目的アル事ヲ指示スルヲ得ヘシ、現ニ今度ノ新商法中商法ノ規定ニ從ハスシテ民法ニ依ル可キ共算商業組合アルヲ承諾シタリ（商法第六章第五節共算商業組合參看）

第二反対論ニ対シテハ先ツ彼ノ抵当ヲ抑ヘ置クハ後日ノ処分ニ都合宜シカラシガ為メナリ、次ニ抵当ヲ抑ヘ前以テ其金額ノ清數ヲ知り置クモ亦是レ便利ノ事ナリトノ理由ヲ陳スルヲ得ヘシ」

とし、当該民事組合の本来の目的は、同族員一同をもつて、個々人を支配し、一族の財産を保持しようとするにあると推察する、以上のべたことは、民事組合の発案者の所見と相違ないものと仮定して、いよいよ組合を作るに際して基本となる簡条を記して参考に供したい、という。なお右のかき方からみて、この意見書は、商法公布直前か直後のものであると推察できる。

第一 同族員（幾人ニテモ）ハ該民事組合ニ其現有財産（動産若クハ不動産）ノ一部若クハ全部ヲ加ヘ又各同族員ノ出資額不同ナレバ其額ノ金員ニ見積ルカ或ハ其全數ヲ仮ニ八ト定メテ八分ノ四。八分ノ二。八分ノ一等ニ分ツカ其何レノ方法ヲ取ルヤヲ定ムヘキ事

第二 該組合ノ指揮ヲ組合員ニ屬セシムルニ付テハ議事ハ一人ニテモ多数ナル者ニ決スルカ或ハ其三分ノ二ノ多数ニ因リテ決スルカヲ定メ、又其事務ノ監理ハ同族員ニ一任スルカ或ハ同族員ノ配下ニ立テテ権限ノ定リタル他人ニ依托スルカヲ決ス可キ事

第三 該民事組合付其組合員各自ノ商業ノ為メ之ニ金ヲ貸与スルニ當リ共算商業組合ノ主義ニ從ヒ借用人ノ利益ノ割合ニ準シテ（或ハ準セスシテ）其利子ヲ取ル可キヤ如何ノ事

第四 同族員中破産スル者アレハ該民事組合ハ裁判所ノ命令ニ因リ組合財産ヨリ其持分丈ケヲ引渡スノ責アル事

第五 該民事組合員ハ他人ニ其権利及持分ヲ売却若クハ譲与スルヲ得ス、但シ同組合員ニハ之ヲ売却譲与スルヲ得ヘキ事

第六 該民事組合ハ其成立年限ヲ定メ置キ追テ之ヲ継続ス可キ事

第七 該民事組合ハ其組合員ノ一人若クハ数人ノ死亡破産ニ因リテ解散セス、此場合ニハ其残りノ組合員ニテ之ヲ持續シ、且死亡

者ノ相続人ヲシテ其権利及位置ヲ継カシム可キ事

第八 該民事組合ハ其名称ヲ設ケ民法財産取得篇第百八十八条ニ從ヒ其契約ヲ公告ス可キ事

ボアソナードの八カ条の基本条件は、さきの三井組織草案にはほぼ明示されている。第一点は、草案第三条においてあつかわれていた。組合人の出資額が明示される形になっていた。第二の議決については、第三十九条に多数決、両説同数の場合は会長の意見による、ときめられている。第三の組合員各自の營業資金貸与は、各自の營業は第二十条で禁止されているので、問題にならない。第四の同族中に破産した者がある場合、その同族の持分を裁判の命令により引渡す定めはないが、第二十三条に、財産所分をうける場合は事前に組合に知らせる義務をかかげている。第六の組合年限は、第一条に二十年と定められている。ただし継続の規定はない。第七の組合人の死亡または破産の場合の規定についても定めはある。組合人死亡については第二十七条に「組合中満期前死去セシモノアレハ其者ノ遺言ニ抛リ第二十五条ノ但シ書ニ合格(同姓近親者)ノ者ニ譲リ渡シ組合ニ加入セシメテ死者ノ跡ヲ嗣セシム、若シ不合格ノ者へ譲リ渡ス歟又ハ合格ノ者ト雖トモ加入ヲ好マサルモノハ第二十六条ニ準スベシ」と定められている。第八の組合契約の公告は、規定されていないが、「組合ノ入社退社ハ逸々官報及新聞紙ヲ以テ広告スヘシ」(第三十三条)との定めはある。

以上草案には、ボアソナードの指示する諸点は、ほぼ盛り込まれているので、彼が意見を求められたものは、右に

掲げた草案以前の草案であつたのかも知れない。

つぎにこの問題についてのロエスレルの意見をかかげる。³⁾

三井組ノ事務タル財産ヲ所有シテ之ヲ同族各家ニ貸付クルニ在レハ其性質固ヨリ民事ニ属シテ之ヲ民事会社法人組織ト為ス可
得ヘシ、但シ同族會議ヲ三井組ノ内ニ置キ、此會議カ直接ニ三井銀行・三井物産会社等所謂商事会社ノ事業ヲ監査シ若クハ其行
事ノ可否裁判スルノ権限ヲ有スルトキハ三井組ハ同族各家ニ財産ヲ貸付クルノ外ニ更ニ商事会社ヲ直轄スルノ職務ヲ帯フル者ニ
シテ或ハ商事会社ニ類似スルノ嫌ナキニ非ス、故ニ三井組ヲ純粹ノ民事会社ト為スニハ同族會議ヲ三井組ト引キ離シテ体面上謝
然別物ト為シ、此會議ヲシテ他ノ三井各商店ヲ支配スルト同族ニ三井組ヲ支配セシムルニ若カス、

三井組ヲ民事会社法人組織ト為スニハ合資会社ノ形ヲ取ル可トス(株式会社ノ形ヲ取レハ商法ノ明文ニ拠リ商法ノ規定ニ従ハ
サル可ラス、合名会社ハ社員ノ数ニ制限アル等採用スルニ便ナラサル尠アリ)、会社組織ノ上ハ社名、位置、会社ノ目的等(公
社公告ノ要点ハ商法中ニ見ユ)ヲ公告スヘシ、但シ民事会社ナレハ公告ノミニテ登記ヲ為スニ及ハス

ロエスレルの主張は、三井組を民事会社とし、その財産を同族に貸付ける形をとることは問題はないが、その三井
組内におかれた同族會議が三井組の諸企業を指揮するとすると商事会社の性質をもおびることになる、だから三井組
を純粹の民事会社となすには、同族會議を三井組と切りはなし、この會議に三井各企業と同時に三井組を支配させた
らどうか、ということであつた。そして三井組を会社法人組織となすには、合資会社の形態をとるのがよい、といっ
ている。つぎにとりあげる「合資会社三井組定款」、「民事会社三井組定款」、「民事会社三井組規約」等の諸案は、こ
のロエスレルの提案と、おそらく無関係ではなからう。

ロエスレルが、三井組を民事会社とすることには、若干の疑義をもっていたことは、右の意見書のなかでも窺い
るのであるが、そのほかにつぎのごとき表現でこの点に言及している。

抑々民事会社ハ単ニ組合人ノ契約ヲ以テ組織スルモノニシテ、会社ノ財産ハ組合人カ各々契約ニ從ヒ支出シタル金額ヨリ成立スルモノトス、今三井社ノ場合ニ於テハ其共有財産ハ各家族ノ契約ニ依テ成立スルニアラス。全ク始祖ノ遺慮ヲ紹繼スルニ依ルモノナリ。而シテ其ノ家法ハ共有財産ノ結果トシテ、且其ノ為メニ制定シタルモノナリ。会社ニ在テハ契約ヲ以テ中心トシ、三井家ニ在テハ共有財産ヲ以テ中心トセリ。是ヲ以テ民事会社ヲ組織シテ三井家財産ノ基礎ヲ契約ノ上ニ置ントスルハ実ニ重大ノ事件ナリトス。今三井家ノ場合ハ共同ノ井、若ハ他ノ共有財産ヲ有スル村落ノ如シ、其ノ村民ハ一定ノ制規ニ從ヒ、其ノ井ヨリ用水ヲ汲取ルノ権ヲ有スト雖トモ、其ノ井ノ為ニ民事会社ヲ組織シテ其ノ使用権ヲ保確セントスルハ蓋誤レリ。然レトモ若日本法律ニシテ法人ニ均シキ族産ノ成立ヲ許サ、ルノ確証アラハ、民事会社ヲ組織スルノ外亦他ニ良策ナカランカ。

これは、三井家憲第二草稿に對する明治二十四年七月二十日付のロエスレルの意見の一節である。三井組を民事会社とすることは不自然だという意見である。また共有財産は遺惠として繼承されているものではないのに、民事会社とすることにより共有財産を契約上の關係に切りかえることが果たして適当か、と問題を指摘している。共有財産分割の可能性は、すでに私も指摘したとおりである。

(一) 合資会社三井組定款

「合資会社三井組定款」は、あとで修正されて、「民事会社三井組定款」となる。前者の合資会社三井組定款では、会社名は「民事合資会社三井組」とされている(第一条)。そして当会社は一の法人にしてその責任は会社の財産に止まる(第四条)としている。業務は、財産を所有し、その収益を獲得すること、および三井家一族に資金を貸出し、または保護預りをなすこと、の二項が定められている(第六条)。資本金については、総額と社員の特分額が定められている(第八、九条。ただし金額は記載されていない)。役員は、総長一人、取締役四人、副長一人、幹事四人と定められて

いる(第十卷)。総長は、当会社の總會の決議により承認された外には、自ら商工業を営んだり、他の会社商店の役員・被雇人となることはできない(第十九卷)。総長以外の役員は総長の承諾をえなければ、自ら商工業を営み、または他の会社商店の役員・被雇人となることはできない(第二十卷)。

總會には前期分の決算の確定を決議する通常總會と、総長の意見または取締役・総社員の四分の一以上の連署によつて開かれる臨時總會とがある(第二十二、三卷)。總會は出席員の多寡に拘わらず、出席社員の過半数をもつて決議する(第二十五卷)。定款の変更等は全社員の一致が必要(第二十六卷)。

計算については、毎年度の収益は積立金とし、便宜上動産・不動産にかえておくこともある(第三十二卷)。当会社の内規に従い社員およびその一族に支払った金額は、会社の配当として決算する(第三十三卷)。

社員については、つぎのように定められている。当会社の出資金および積立金は業務年間で、社員から払戻しを請求することはできない(第三十七卷)。社員は各出資持分を社員外に質入・譲与・抵償としたり、第三者をその持分に組み合わせしめることはできない(第三十八卷)。「第三十九条当会社ノ社員中死亡・禁治産・破産、頭然ノ無資力者アリテ退社ノ原因トナルトキト雖トモ会社ヲ解散セス、且闕欠持分ヲ定メ他ノ社員ニテ之ヲ継続スルカ、又ハ死亡シタル社員ノ相続人又ハ無能力トナリタル社員ト共ニ会社ヲ継続スル事アル可シ」。要するに社員ノ事故・死亡があつても、この会社は継続するということであろう。

この「合資会社三井組定款」(追六八七—六)には付箋が張つてあつて会社の名称について注意を喚起している。「本条中〔第一条〕三井組ト称ストアルモ斯ラハ商法第百三十九条二項ニ抵触シ其責任ヲシテ無限ナラシムルノ恐れダキニ非ス、故ニ他ノ名称ヲ用ユルノ可ナリトス、然レトモ商法実施前ニ在テハ敢テ此恐レナシ、依テ暫ク三井名称ヲ存スルモ妨ケナシ。」この点については別に述べよう。

(二) 民事会社三井組定款

「民事会社三井組定款」(追六八七—四)は、右の「合資会社三井組定款」を修正したものである。つぎにその大要を記す。

「民事会社三井組定款」(明治二十五年)は、八款から成っている。第一款名称及組織では、当会社は三井家同族のみをもつて組成す(第三条)、当会社は法人にしてその責任は会社財産にとどまる(第四条)と規定している。第二款では、当会社の目的として、

- 一 財産を所有し、その利益を取得する事
- 一 三井家同族に貸付をなす事
- 一 三井家一族の家産保管預りをなす事

を掲げている。

第三款資本では、当会社の資本は基本財産と営業資金の二種に分ち、その総額を〇〇円(空白)とする(第七条)、社員とその「出資額持分」の割合は左のとおり(八氏名および金額は未記載)、としている(第八条)。

第四款役員では、総長一人、主事二人あるいは一人、参事若干、支配役一人の役目を規定している。そして総長および総長以下の役員は、総会ないし総長の「承諾ヲ得ズシテ自ラ商工業ヲ営ミ若クハ他ノ会社商店ノ役員被雇人ト為ルヲ得ズ」と定めている。

第五款総会では、通常総会と臨時総会とを規定している。通常総会は毎年二月、八月に開き、前半期の業務報告および決算書を示し、決算確定の決議をなす(第二十条)。臨時総会は、総長あるいは主事の意見によるか、総社員四分

の一以上の要求で開かれる(第二十一条)。総会は総社員の半数以上の出席を必要とする(第二十三条)。

第六款計算では、当会社の基本財産より生ずる純益金はすべて積立ておき、十カ年目ごとに「時宜ニ依リ」と傍書あり)これを同財産に増すべきものとする(第三十条)。しかし当会社の営業資金に対する積立金は、時宜により同資金に増す(第三十一条)。当会社の損益を精算し、諸経費および役員の特給・賞与を引き去つたあとの純益金は、つぎのとおり配当する。

- 十分の二 営業資金に対する積立金
- 十分の一 通常積立金
- 十分の二 予備積立金
- 十分の五 社員分配金

第七款印章は略す。第八款では、社員および社員の出資金について規定している。社員の出資は会社解散の場合以外は払戻しを請求できない(第三十五条)。社員は各出資額持分を譲与質入もしくは「抵償」とすることはできない、また第三者を「其持分ニ組合ハス事ヲ得ズ」(第三十六条)。第三十七条では、当会社の社員中、死亡・禁治産・准禁治産・破産等により退社する者があつても、そのために会社を解散しないし、「且ツ死亡シタル社員ノ相続人又ハ無能力トナリタル社員ト共ニ会社ヲ継続スル事アルベシ」としている。

積立金の条は、一たん「積立金十分ノ三、予備積立金十分ノ二、分配金十分ノ五」と立案されたが(追一三三六)、右のように営業に対する積立金が明確化された。

(四) 民事会社三井組規約

「民事会社三井組定款」の細則とみられるべきものに「民事会社三井組規約目録」(追六八七―五)がある。これは、資本金、営業、帳簿諸報告、役員俸給旅費日当、事務掌程、社員總會、損益計算分配積立金、印章、補則の九章からなっていて、記載の様子からみると、規約の草案の下書きといった感じのものである。形の上からいえば定款の細則ないしは、事務規程といった性格のものにみえるが、二・三重要な条項があるので、その点を説明しておきたい。

第一章資本金では、「一当三井組ハ従来三井組ニ保管セシ三井家同族ノ共同財産ヲ繼承シタルモノニシテ資本金總額金〇円トシ、基本財産、営業資金ノ二種トス」、「一当組ノ資金ハ各出張所ニ分割セス、總テ東京本所ニ於テ保管ス」、「一当組社員ノ出資持分ノ權利ヲ相続人ノ外他人ニ売買譲与スルヲ得ス」などの規定がある。第一番目の条や第三番目の条はすでに定款に定めがある。

第二章営業には注目すべき条項を含んでいる。

「一、当組ノ営業ハ資本金ヲ三井家同族ニ貸与シテ三井各商店ノ資本ニ設入シ又ハ有限責任会社ノ資本ニ加盟ヲ為スモノトス

一、三井家同族並分家及旧隸屬ノ家庭ヲ保管預リヲ為ス」

一、地所家屋田畑山林等ノ不動産及國債証書地方債証書等ヲ所有スル」

一、三井銀行エ利付預ケ金ヲ為ストキハ相当ノ抵当ヲ納メシムヘシ、但シ当坐預ケ金ハ此限りニアラス

第一の条は、営業資金を同族に貸与して、三井各会社に出資させたり、他の有限責任会社に出資させる、と定めている。すなわち、民事会社三井組は、直接営業を行なわないで、三井組社員に資金を貸与し、社員に投資をさせる形をとらうとしているのである。この場合三井同族の投資した三井の会社が破産しても、その会社が無限責任である場合

にはその同族は無限責任を負うが、三井組はその同族に対して債権者であり、企業破綻の責任をまぬかれただである。この点が非常に重要な点であることは明瞭である。

第三の条は、おそらく基本財産の運用の仕方を示したものである。安全確実な投資を指示している。明治十九年の三井家申合家則の一類財産・二類財産に類似した性格をもつのが、この基本財産である。

第四の条は、三井銀行に利付預け金とする場合には、相当の抵当を納めさせるとしている。自己の営業部門の一つであり、かつては三井組それ自体の後身であると規定されたことのある三井銀行に対しても、こうした嚴重な態度で臨んでいる。この条は、明治二十四年の三井銀行京都支店の取りつけの苦い経験からきたものであるか。

第二章の後半からあとは、明治十九年の三井組成規に類した条項が多く、総じていえば事務規定である。第六章には「一總會ノ決議ハ三井家同族會議ニ開申シ認可ヲ受クヘシ」とあって、明治二十六年十一月二日にできたといわれている三井家同族会なる名称が登場している。第七章では、基本財産の収益金は特に決算し、その純益金を毎半期ごとに積立ておき、時機をみて基本財産に入れる、としている。また利益金の処分の比率は、営業資金に対する積金十分の一、通常積立金十分の二、予備積立金十分の二、社員の分配金十分の五、となっていて、営業資金に対する積立と通常積立金の率がさきの定款とは逆になっている。変更であるのか、誤筆であるのか不明である。

ここで民事会社三井組案の性格をかんとんに検討しておこう。まず第一は、基本財産と営業資金とにわけ、前者には保守的で確実な財産形態をとらせ、同族財産の保全の面を担当させ、後者は同族に貸付け、積極的な投資活動をさせる。しかし共有財産を直接企業に投資した場合、その企業が無限責任会社であれば、共有財産はたえず危険にさらされるから、共有財産をいったん同族たちに貸付け、その同族の責任において、三井各会社や他の有限責任会社に投資させる（しかし商法施行と同時に発足した三井諸会社は明治二十六年から四十二年まで合名会社であった。これによって、三

井組は新しい事業分野に積極的に進出することができる。すなわち營業資金には、三井共有財産の積極的進歩的役割を担当させる。しかも、合資会社三井組案も民事会社三井組案とともに、その責任は会社財産の範囲にとどまると、有限責任を規定している。幾重にも同族財産の保全が考えられているのである。

明治十九年の諸家則にあらわれた三井大元方の性格と民事会社三井組の性格とを比較してみると、明治十年代の大元方は、三井家の不動産の所有管理を中心とし、付随的に不動産の保管の事務をとりあつていただけであつたから、保守退嬰の性格が濃厚であつたが、民事会社三井組案にいたる立案のプロセスおよびそれを貫いている意図から、積極的に時流に投じていこうとする姿勢が三井組にあらわれてきたことをよみとることができる。そしてこの姿勢は、明治二十四年八月に三井銀行に入行し、三井家の重役をもかねた中上川彦次郎の登場と密接な関連があつたとみるべきであらう。

(五) 合資会社三井組契約

合資会社三井組案、民事会社三井組案とやや性格を異にするのが、「合資会社三井組契約」(追八四〇)や「三井合名会社契約」(追一六七八一五)である。「合資会社三井組契約」では、第二条で「当会社ハ商業資本ノ貸付及ヒ不動産ノ賃貸ヲ營業トシ其利益ヲ取ムルヲ以テ目的トス」と合資民事会社案、民事会社案と大差ないが、第七条の「三井某ヲ無限責任社員トシ、其他ノ社員ヲ有限責任社員トス」は、従来の諸案と大いに異なる点であり、合資会社の通常の形態となっている。以下要点をあげる。

第一章総則。名称は合資会社三井組(第一条)、目的はいまのべたとおり、營業期間は「当会社ノ營業期間ハ此契約締結ノ日ヨリ滿(空白)年トス、但期間滿了前六ヶ月内ニ於テ社員中ヨリ反対ノ申出ナキトキハ此契約ハ(空白)ヶ年間之ヲ更新

シタルモノトス、爾後期滿了後契約更新ノ手續亦同シ、期間滿了前反對ノ申出ヲ論シタル者アルトキハ營業期間ノ更新ハ總會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム、但此決議ニ不服アルモノハ更新後一ヶ月以内ニ退社ヲ為スコトヲ得」(第四条)とあつて、契約更新のときは退社可能な形になっている。

第二章資本金。資本金額は記入されていない(第五条)。各社員の資本金総額に対する出資比率が規定されている(第六条、但し原文空白)。

第三章社員ノ権利義務。第七条は前述のとおり。社員は第三者を入社させたり、自己の地位に代わらせることができない(第十条)。ただし家督相続の場合は別である(第十一条)。社員はその持分を増減できない(第十二条)。またその持分を譲渡できない(第十三条)。社員が会社の利益を享受する割合はその持分に應ずる(第十四条)。社員は、第四条および第十一条の場合以外は退社できない(第十五条)。社員が当会社に重大な損害を与えた場合は弁償させるか除名する(第十六条)。社員が当会社より営業資金を貸付けた会社を脱退し、またはその会社より除名されたときは、「当会社ニ於テモ当然除名セラレタルモノトス」(第十七条)。この第十七条はこの「合資会社三井組」と三井の諸事業との関連を示して興味ぶかい。しかし右の営業資金を貸付けた会社というのは何をさすのか。三井組が出資した会社という意味にとるのが自然である。つぎの合資会社三都井組資本部内規にかかげられた諸企業かも知れない。この条だけでは、三井の同族が三井組が営業資金を貸付けた会社にどういふ形で参加しているのかわからない。

第四章役員。業務担当社員を社長とする(第十八条)。

第五章社員總會。社員總會は、通常總會と臨時總會の二種とする(第二十一条)。兩者の規定は大體、従来の諸案と同様である。總會で決議するには、総社員の五分の三以上の出席が必要(第二十六条)。「社員ノ議決権ハ其出資額ノ多寡ト業務担当ノ任アルト否トヲ問ハス総テ平等トス」(第二十七条)。議決権は、出資額によらず、平等である、と明記

している。総会の議決は特別の定めある場合を除き、出席社員の過半数による、可否同数のときは議長の決定による（第二十九条）。

第六章会計。従来の諸案と大差ない（第三十三條、第三十四條）。

第七章附則。当会社はいかなる場合といえども、存立期間以前に解散することはできない（第三十五條）。この契約書の条項は、総社員の同意がなければ変更することができない（第三十六條）。

この契約では、会社が三井同族に資金を貸付け、それぞれの同族が三井の諸企業や有限責任の会社に出資するからくりは採用されていない。これまでの諸案では、同族は三井の共有財産に対して、貸借関係を通して自立性を高める可能性があった。共有財産のうち一部分が構成員の占有に帰した場合、年数がたつにつれてそれが分割されたり、所有権に移行していく可能性があることは、農村・山村における共有地、共有林野の分割過程をみればあきらかである。共有財産の喪失防止のために、同族構成員に責任を負わせようとした従来の諸会社案は、右の理由で共有財産の分割と分散の可能性を蔵するものであった。この合資会社三井組契約が、同族の自立性を押さえているのは、こうした事情を考慮してではなからうか。この案は、事業の破綻による破産の危険をおかしても、共有財産の分割阻止に力点を置いておけるとみななければなるまい。

(六) 合資会社三都井組案

「合資会社三都井組」案は、合資会社三都井銀行、三都井物産合資会社、三都井鉱山合資会社、三都井工業合資会社、合資会社三都井呉服店の五社およびその社員に対して一定額の貸付をなすことを目的としたものである。実態は、民事会社案からそう遠くないものと思われるが、名称をすべて「三都井」としたところに問題がある。旧商法によると、

社名に社員の氏を用いたときは、その社員は無限責任を負うとの定めがある（第三百二十九条）から、「三井」とせずに「三都井」と字を変え、有限責任制をとろうと試みたものと推察される。確たる証拠はないが、人口になじんだ「三井」をすてるぐらいだから、有限責任か無限責任かの重大問題がこれと関連していたとみるべきではなからうか。

「合資会社三都井組資本部内規」はつぎのとおりである。

合資会社三都井組資本部内規

第一条 商業資本ノ貸付ハ当分ノ内左ノ諸会社及ヒ其社員ニ限り之ヲ為スコトヲ得

一 合資会社三都井銀行

二 三都井物産合資会社

三 三都井鉱山合資会社

四 三都井工業合資会社

五 合資会社三都井呉服店

第二条 各会社ニ対スル貸附金ノ額ハ左ノ定限ヲ超ユルコトヲ得ス

一 合資会社三都井銀行 金 円以内

二 三都井物産合資会社 金 円以内

三 三都井鉱山合資会社 金 円以内

四 三都井工業合資会社 金 円以内

五 合資会社三都井呉服店 金 円以内

第三条 各会社ノ社員ニ対スル貸付金ハ其会社ノ出資ヲ目的トスルモノニ限ル

第四条 前二条ノ範圍内ニ於テ貸付ヲ為セントスルトキハ社長ハ予メ役員會議ニ提議シテ其議決ヲ經タル後子總會ノ承認ヲ得ル

コトヲ要ス

第五條 貸付金ニ対スル利息ハ制限法ノ範圍内ニ於ケル最高率ニ依リ之ヲ定ムヘキモノトス、但シ役員會議ノ議決及ヒ總會ノ承諾アルトキハ其利率ヲ低減スルコトヲ得

第六條 会社ノ營業ノ状況ニ依リ先取特權ヲ保有スルノ利便ヲ認メタルトキハ其会社ヲシテ担保ヲ供セシムルコトヲ要ス

第七條 此内規ハ役員會議ノ議決及ヒ總會ノ承認アルニ非サレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス

すなわち、三都井組は、銀行・物産・鉦山・工業・呉服の五合資会社およびその社員に一定限度の資本を貸しつける、としている。合資会社三都井組の定款をみていないが、三都井としている以上、有限責任制を旨ざしていたものであろう。あきらかに持株会社類似の制度を旨ざしているのである。

(七) 三井合名会社契約

この契約案は明治四十二年に発足した三井合名会社の基本的な形態と類似している。もっとも大きい相違は、各營業部が株式会社になっていないことである。

第一章總則では、当会社は合名会社の法制に従う(第一條)。当会社は左の事業を営むを目的とする(第二條)。

- 一 銀行事業
 - 二 物産売買、外国貿易の事業
 - 三 鉦山事業
 - 四 機械製作、生糸製造、絹糸及び絹紡績の事業
 - 五 呉服類販売、裁縫染織の事業
 - 六 地所売買及び賃貸の事業
- 当会社は、銀行部、物産部、鉦山部、工業部、呉服部、地所部の營業部をおく(第四條)。会社の存立期間は三十カ

年、更新の際不服の者は退社できる（第六條）。

第二章資本金においては、資本金総額を一五〇〇万円、増資の場合は各自の出資を平等に増加する（第七條）。分担出資は、三井八郎右衛門三四五万円、同元之助・源右衛門・高保・八郎次郎・三郎助各一七二万五〇〇〇円、同復太郎・守之助・武之助・養之助・得右衛門各五八万五〇〇〇円（第八條）。各營業部の資本金はつぎのとおり（第九條）。

銀行部	五、〇〇〇、〇〇〇円
物産部	二、五〇〇、〇〇〇円
鉱山部	三、〇〇〇、〇〇〇円
工業部	八五〇、〇〇〇円
呉服部	六五〇、〇〇〇円
地所部	三、〇〇〇、〇〇〇円

第三章社員の権利義務。各社員は第三者に対して無限責任を負うが、社員間においては出資の額に応じて責任を分担する（第十條）。社員は第三者を入社せしめたり、第三者を己の地位に代わらせることはできない（第十一條）。隠居したり死亡したときは家督相続人が継承する（第十五條）。社員の持分比率は変更できない（第十六條）。持分は譲渡したり、担保に供することはできない（第十七條）。損益の負担と享受は持分に応ずる（第十八條）。社員は第六條、第十五條の場合以外は退社できない（第十九條）。社員は当社と類似の業務を営んではいけない（第二十條）。社員が当会社に重大な損害を与えたときは除名するか損害を賠償させることができる（第二十一條）。

第四章役員。社員の互選によつて一名の業務担当社員を定め、これを三井合名会社総長とする（第二十二條）。当会社の各營業部に部長および理事を置く（第二十六條）。当会社の重役会議は総長、各部々長、理事をもつて組織する

(第三十条)。

第五章社員總會。通常および臨時總會がある(第三十一条)。總會は社員の五分の三以上の出席がなければ決議できない(第三十五条)。社員の議決権はその出資額によらず、すべて平等とする(第三十六条)。議決は出席社員の過半数による、可否同数のときは議長の決定による、議長も自己投票権をもつ(第三十八条)。

第六章會計。一月・七月の二期制(第四十三条)、毎期の純益のうち二分の一以上は積立金としなければならぬ(第四十六条)。

第七章附則として、当社はいかなる場合といえども存立期間中は解散できない(第四十五条)、この契約の改定は総社員の同意を必要とする(第四十六条)。

この「三井合名会社契約」(追一六七八一五)は、もと「合名会社三井組契約」として起草されている。三井合名会社契約の添削の様子から、合名会社三井組契約と三井合名会社契約との相違点の主な箇所を検討しておこう。

第三条の事業についてみると、後から銀行事業と物産売買、外国貿易の事業の二つが加えられていた。当初は銀行および物産会社は別個の企業にするよう企画されていたように思われる。第五条の営業部、第九条の営業資本金についても同様、当初は銀行・物産は省かれていた。それに対して、第四条、第九条には本部が最初に掲げられていた。すなわち三井組契約(以下前者とする)では、本部を含めて五部制であったが、三井合名会社契約(以下後者とする)では本部を削り、銀行部、物産部が加えられ六部制となったのである。

第八条の出資金の規定は、前者では「一、百分ノ 某」というように比率で示されていたが、後者では金額で示されている。総領家・本家・連家の比率は、二三〇対一一五対三九の割合となっており、これは明治三十三年の家憲における各家の持分比率と同じであるし、明治四十二年の三井合名会社の資本金の出資比率と同じである。

つぎの大きい変更は、第三十五条が当初、「社員ノ議決権ハ其出資金額ノ多寡ト業務担当ノ任アルト否トヲ問ハス總テ平等トスとあつたのが、いったん「社員ノ議決権ハ其出資金額ノ多寡ニ準ス」と改訂され、さらに再転して原文に復したことである。これによって、損益の負担と享受は出資額に應ずるが、発言・議決権は平等、という形をとつたことになる。

機構上のもっとも大きい変更は、前者では本部を含む五部制であつたのが、後者では本部を除き銀行、物産を加えた六部制になっている点であろう。これはたんに部の数の問題ではなくて、企業形態上、重要な問題をはらんでいる。前者では、合名会社三井組と並んで三井銀行および三井物産が存在する形であつたと推察されるが、後者では、三井合名会社のなかに三井の全事業が収められ、それまで独立していた各企業は三井合名会社のそれぞれ一事業部となつた形である。その意味でこの三井合名会社は十数年のちの明治四十二年秋の三井合名会社の組織形態と酷似している。もちろん、明治二十五年の契約では、銀行業以下六事業はすべて、独立の株式会社になつていない点で重大な相違があるが、明治四十二年の形態が、すでに明治二十五年の段階で考えられていたことは十分注目し得る事実である。

この案が実施されなかつたことは周知のとおりである。もっとも大きい難点は、一事業の齟齬が、三井合名会社の全事業、全財産に及ぶ企業形態であつたことであろう。おそらく全事業の有機的結合の必要性は痛感されていたにちがいないが、このような危険性をおかしてまでそれを実現するにはいたらなかつたのであろう。

注1 前稿「明治十年代の三井組」参照。

2・3 三井文庫文書別一九四六一一〇。

4 同、追六八六。

三、合名会社制度の採用とその意味

商法施行の明治二十六年七月一日には、私盟会社三井銀行、三井物産会社、三井鉱山合資会社はそれぞれ合名会社に改組された。つづいて、同年九月七日には越後屋呉服店が合名会社三井呉服店に改組された。三井家の四大事業は、いずれも無限責任の合名会社として発足したのである。いずれも合資会社として発足が予定されていたと思われるのに、合名会社として発足した事情は、三井銀行改組の事情のなかで語られているとみられる。その点について以下かんたんにのべよう。

三井銀行副長に就任した中上川彦次郎に課せられた当面の問題の一つとして、二十三年（一八九〇）四月に公布され、二十六年（一八九三）七月一日から実施される商法の施行に応じた組織の改正の問題があった。この問題は以前から準備に着手しており、海外へ調査に行ったりしていた。二十五年（一八九二）六月には高橋義雄を委員長とする定款起草委員を命じて、改めて本格的な準備にかかった。商法の起草者であった梅謙次郎博士を毎週一回招いて講義を聞くなどして組織改正の草案を練り、二十六年五月に一応の成案をえた。それは従来の無限責任の株式会社である無名会社組織から、合資会社に改める計画であった。三井家に対しては、中上川はこの案をつぎのように説明した。「株式会社ニ為ストキハ商法制定嚴重ナルハ勿論、株主ノ權利ニ於テモ種々実地煩敷事柄在リ之、向來不為ト考候、就ハ御同苗ノ株主ニテ合資会社ノ組織ト為シテハ如何候哉」

資本金を二〇〇万円から五〇〇万円へ増加させようという案もあつたが、資本を増額させたからといって信用が増すわけでもないから、これは実施にいたらなかつた。さきの三井合名会社案では銀行部は資本金五〇〇万円と予定さ

れていたことと考えあわせるとおもしろい。なお、当時の資本金二〇〇万圓中、約四〇万圓は行員の所有株であつたから、二十五年末決算による一株あたり実価一七〇圓に割増しを加えた二〇〇圓でもって大元方へ買いあげることが提案され、同意された。

合資会社案は渋沢栄一のすすめにより、一転し、三井銀行は合名会社として発足する。そのいきさつは、小林一三の伝記を引用して、『三井銀行八十年史』に記されている。それによると、仮評議会の席上、渋沢が「合資会社三井銀行案」を開きながら、「日本の商法は三井、三菱といふが如き資本家の財産保護と、その運営による富国強兵を主眼として起草されたものである。若し三井銀行が合資会社組織によるものとせば、この商法には合名会社といふ条項を必要としないのである。三井家の如き十数家の資本とその保留蓄積から、こゝに合名会社を必要としたのである。率直に言えば、三菱を標的として合資会社、三井を標的として合名会社の条文が生れたのである」と話したのをきき、中上川の提案で合名会社三井銀行として発足することになったといふ²。

さらに三井銀行八十年史は、その意味をつぎのように解釈している。「当行従来の組織は、くり返し述べたとおり、無限責任の株式会社であつた。そして、この時施行された商法では、合資会社は有限責任とすると定めていたのである。したがつて、今次の改組において、もし合資会社組織を採用するとすれば、当行は無責任会社から有限責任会社へ変ることになる。これは恐慌後間もない当時の世人に対して不安の念を与える憂い少なしとしない。特に官金取扱を排して、純然たる民間の金融機関となることに努めていた当行としては、この点に重大な顧慮を必要としたのである。」

しかし明治二十六年施行の旧商法においては、合資会社は必ずしも有限責任制とはきまっていない。

第三百三十六条 社員ノ一人又ハ数人ニ対シテ契約上別段ノ定ナキトキハ社員ノ責任カ金錢又ハ有価物ヲ以テスル出資ノミニ限ルモ

ノヲ合資会社ト為ス

第百二十九条 社名ニハ社員ノ氏ヲ用ユルコトヲ得ス但無限責任社員ノ氏ハ此限ニ在ラス又社名ニハ何レノ場合ニ於テモ合資会社

ナル文字ヲ附ス可シ

若シ社名ニ社員ノ氏ヲ用キタルトキハ其社員ハ此カ為メ当然会社ノ義務ニ対シテ無限ノ責任ヲ負フ

とあるように、別段の定があつたり、社名に社員ノ氏を用いた場合には、特定の社員は、会社の義務に対して無限責任を負わねばならなかつた。小林一三の自伝が記すように「合資会社三井銀行案」なる名称が事実であればこの合資会社三井銀行には、無限責任を負う社員が存在したことになり、結果としてこの合資会社三井銀行は無限責任であつたとみるべきであろう。だとすれば、合資会社案から合名会社案に急遽変更された点についての八十年史の右の解釈は的はずれというべきであろう。

以上のような経過で主要事業はいずれも、合名会社として発足したが、三井組の本部にあたる部門は、ついに会社形態をとらなかつた。その理由は現在不明である。しかし、本部が明確な組織形態をとらなかつたため、三井組内部では若干の問題が残されたようである。明治二十四年十二月に作られた三井家仮評議会、二十五年の同族寄会、同二十六年の三井家同族会をめぐる諸問題は、いまここで明らかにできないが、その間の事情の一端を示すものである。またたとえば、『高朗史料』には、明治二十六年七月一日、「商法実施につき、三井組の名称を廃止す」とあるのに、同年十一月二日に三井組を三井元方と改称、三井同族会設置とされる（『三井銀行八十年史』年表）ようなくいちがいが生じている。これは三井組本部が明確な組織形態をとらなかつたことに伴う一つの混乱であろう。この問題については別に検討したい。

つぎに、ついに四つの事業に無限責任の合名会社形態をとらせねばならなかつた三井家は危険分散のためにいかな

る方策を講じたかについてのべておこう。そのためには、明治初年から合名会社契約成立の明治二十六年六月の間に各企業の所有者ないし社員がどう変化したかをみる必要がある。

各会社の社員（株主）の変化

三井銀行 明治九・七・ 八郎右衛門、三郎助、次郎右衛門、元之助、源右衛門、八郎次郎、宸之助、篤次郎、則右衛門

大元方、旧隸属三七四名

明治二六・六・ 八郎右衛門、元之助、高保、八郎次郎、守之助

三井物産会社 明治九・七・ 武之助、養之助

二六・六・ 武之助、養之助

三井鉱山 明治三二・一・四 三井源、三井物産、三井銀行

二五・六・二四 八郎右衛門、長五郎（元之助）、源右衛門、高保、八郎次郎、三郎助、復太郎、守之助、武

之助、養之助、得右衛門

二六・六・ 源右衛門、三郎助

三井呉服店 明治六・三 越則兵衛、同喜左衛門、同得右衛門

九・六・三〇 三越則兵衛、則左衛門、喜左衛門、得右衛門

二二・一〇・ 三越得右衛門

二六・六・ 復太郎、得右衛門

三井諸会社は、商法施行時には上述したようにそれぞれ合資会社（有限責任）制度を採用しようとしていたと思われる。このことは合名会社三井銀行は、発足間際まで合資会社制度を採用しようとしていたことから推察できる。しか

し、「三井」を名のる以上は三井氏は無限責任を負わねばならなかったはずであるから、同族十一家の誰かがそれぞれの会社の無限責任社員とならなければならなかったであろう。極力、無限責任の道を模索し、それが不可能である場合にしか、無限責任を負おうとしなかったことは三越分離および三井銀行、三井物産、三井鉱山の創立の歴史のなかに歴然としてあらわれている。

最後の三井鉱山合資会社設立の事情をかんたんにのべておこう。三井鉱山合資会社は明治二十五年六月二十四日設立であるが、同年四月四日付の定款によれば⁴、社員は十一家全員となっている。これは同社が有限責任制をとる予定であったからであろう。定款第一条は「当会社ハ有限責任合資会社ノ法制ニ従ヒ組織シ其社名ヲ有限責任三井鉱山合資会社ト称スヘシ」としている。そして「有限責任」という文字はあとから消されている。商法施行以前の段階ではとにかく有限責任制をとろうとしていたことはあきらかである。資本金の払込みは、二十五年十一月十一日に半額、同十二月十三日に残り半額が払い込まれている。総領家五〇万円、本家二五万円、連家五万円、計二〇〇万円であった⁵。ところが二十六年六月三井鉱山合資会社が三井鉱山合名会社へと改組されたときには、社員は三井源右衛門と三井三郎助の二名となってしまう。

合名会社三井銀行発足時のエピソードが示すように、三井各会社は合名会社として発足するが、この制度であれば社員全員が無責任を負うことになり、三井十一家の当主が四つの合名会社の社員になることは、事ある場合を考えると危惧強いことであった。そこで十一人を分割して各会社社会社の社員としたものと思われる。すなわち三井銀行は、三井八郎右衛門（総領家）、同元之助、同高保、同八郎次郎（以上本家）、同守之助（連家）が、三井物産は三井武之助、養之助（以上連家）、三井鉱山は三井源右衛門、三郎助（以上本家）、三井呉服店は三井復太郎、同得右衛門（以上連家）がそれぞれ社員となった。このようにして一会社の破綻により他会社が共におれとなることを防いだのであった。

要するに、明治二十六年六月には、三井十一家がそれぞれ合名会社の社員になるが、三井銀行や三井鉱山の社員は重複関係は清算され、いずれの家もどれか一つの合名会社の社員になるのみとなっている。すなわち、それぞれの合名会社には、共有財産の各部分が出資されているので、実態に即した形をとろうとすれば、三井十一家がともに各社の社員とならねばならない。旧商法施行前の三井鉱山合資会社がそうであった。しかしそうすれば、一社の破綻は全

社員一覧 (明治26年6月)

氏名	会社名	合名会社三井銀行	三井物産合名会社	三井鉱山合名会社	合名会社三井呉服店
三井八郎右衛門	(総領家)	○			
元源高八三復守武養得	(本家)	○			
右衛門保次郎	(〃)	○		○	
助衛門次郎	(〃)	○		○	
助衛門次郎	(連家)	○			○
助衛門次郎	(〃)		○		
助衛門次郎	(〃)		○		
助衛門次郎	(〃)		○		
助衛門次郎	(〃)		○		
助衛門次郎	(〃)		○		

社の創立についてもみられたのであった。

- 1 『三井銀行八十年史』一二五ページ。
- 2 同、一二六一―一二七ページ。
- 3 同、七八〇ページ。

社員、全企業に及ぶことになる。これをさけるため、共有財産は分割されていないのに、各会社の社員はそれぞれ別人がなったものと思われる。これはひとつの虚構である。しかしこの虚構によって、たとえば三井呉服店が破産しても、他の九家および三合名会社に累は及ばない。したがって、それぞれの合名会社は無責任制であるが、三井一族全体からみれば、それぞれの合名会社に有限責任しか負っていない。まことにおどろくべき巧妙さである。こうした組織上の巧妙さは、三越の分離と復帰、三井物産会

4 三井文庫文書、追六八七—一二。
 5 安岡重明「明治中期の三井組大元方勅定目錄」〔同志社商學〕第一九卷第四号、一九六八年）参照。

四、ま と め

以上われわれは、民法・商法公布の前段階から旧商法施行の時点までの三井諸企業の改組案および合名会社としての発足の意味を追求してきた。民事会社三井組が、かまざる計画がなされたにもかかわらず、発足せずに終わったのは、民法施行延期と関係があるだろう。共有財産の所有主体が組織的に定着しなかったことは、組織上若干の混乱をもたらしたとみられるが、主要事業は合名会社に改組され、その後順調に発展した。このことは財産増加の数字をもつて前稿であきらかにしたとおりでである。

研 究 (安岡)

本稿で検討したのは、一つは民事会社三井組における共有財産とその所有者としての同族構成員との関係である。

第二は、諸企業の会社形態としては、有限責任の合資会社形態が希望されたが、結局合名会社として発足させざるをえなかったことおよびその意味についてであった。第一の問題については、三井家の共有財産が分割される危険性と共有財産をもつて直接企業に投資することによって生ずる危険性とがテンピンにかけられたにちがいない。共有財産を直接企業に投資してもその企業が有限責任制をとっておれば危険はない。しかし旧商法のもとでは合資会社は有限責任でありえたが、「三井」を名のれば有限責任制はとりえなかつたと思われる以上、株式会社制度採用が三井家にとってほとんど問題にならなかつた当時、諸企業の責任制度が無責任制にかたむくことは、阻止しえなかつたであらう。しかし、諸案はその危険をおかしても、共有財産分割の可能性を圧殺しておこうとしているようにみえる。分

割の可能性をもつ民事会社三井組案が否決されたのは、その故であろうか。この点は資料不足で断定できない。

第二の合名会社制採用の問題は、すでにのべたように四つのグループにわけられた同族が四つの合名会社の社員になることよつて三井組全体からみれば、各会社に対しては有限責任しか負っていないことになる。類似のからくりは、明治九年の三井物産会社発足にさいして採られたことは、前稿であきらかにした。しかしこのことよつて、少なくとも対社会的には三井家の共有財産は十一家の間で分割された形をとつたのである。この間の關係を処理するため、十一家の間では、實際は分割するのではない旨の契約をかわしていただであらうことは、もう疑う余地のない事柄である。このことは新商法施行前段階に行なわれた四合名会社の改組の事情をみればあきらかである。ここでは、三井では諸企業に合名会社制度を採用したが、明治三年以来模索されつづけてきた有限責任制度への努力は続けられ、かつ事実上達成していたことをあきらかにしたのである。